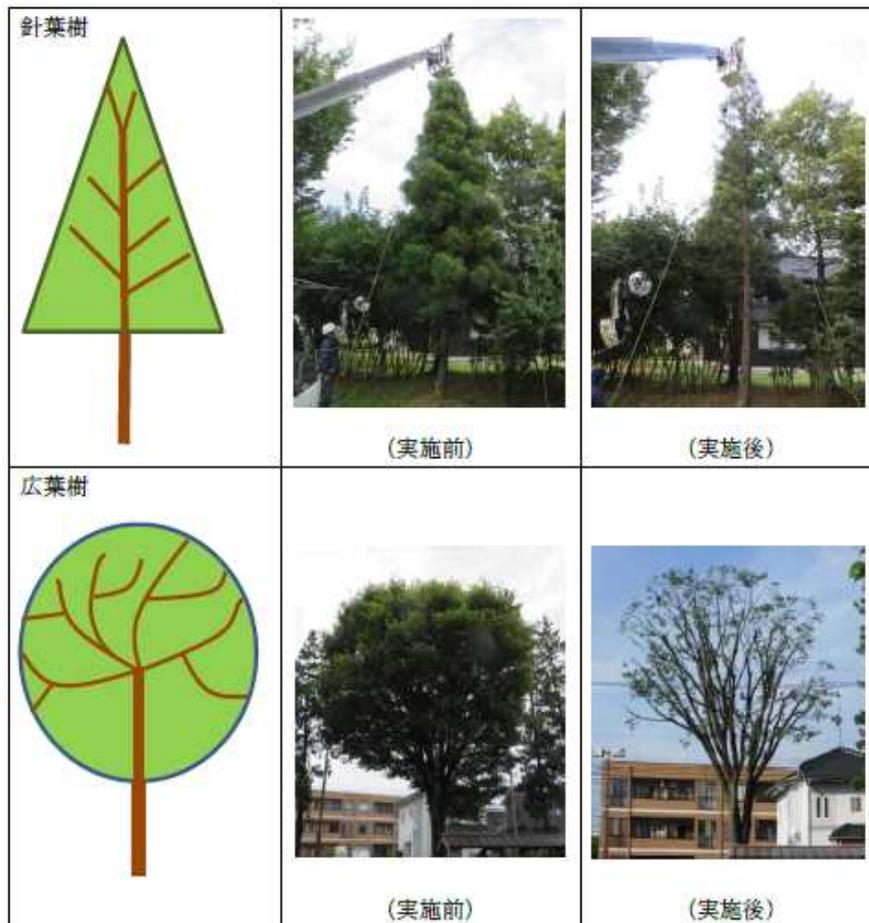


支援の対象となる枝打ち（基本的な考え方）



- ・本来の樹形を変えない（針葉樹は円錐形、広葉樹は円形を保つ）。

- ・2～3本が一对となっている場合、一体的に枝打ちを行う。

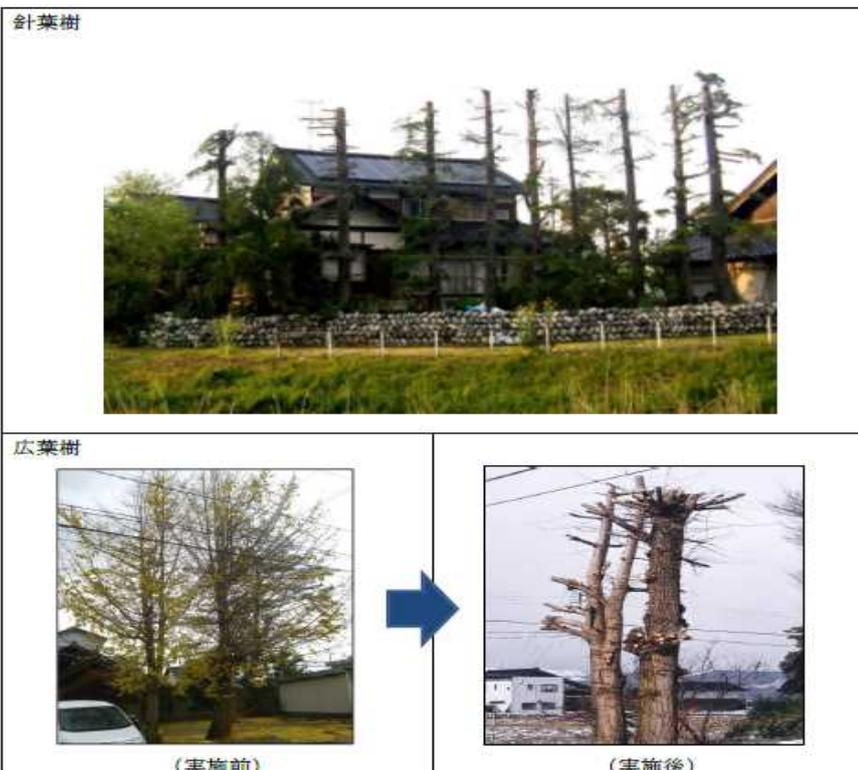
- ・切りもどし（枝を途中で切る方法）は原則として行わない。

- ・葉の量が現況の60%以下にならないように枝打ちを行う。

- ・樹木の本数に制限はないが、庭園風の剪定や、果実の採取を主たる目的とする樹木は対象外とする。

- ・チップやバーク堆肥へのリサイクルについては補助対象とするが、清掃費用及び廃棄物の処理費用は対象外とする。

支援の対象とならない枝打ち



- ・枝打ち後の葉の量が、実施前の60%以下になっている。

- ・強剪定により、本来の樹形と異なっている。

- ・景観が損なわれている。